|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 災害等による申告、納付等の期限延長申請書 | | |
| 申請者の住所（所在地）  申請者の氏名  （名称及び代表者名） | 住　所  （所在地） |  |
| 氏　名  （名称・代表者名） |  |
| 納付（納入）・申告・申請・請求・その他の別 | 納付（納入）・申告・申請・請求・その他 | |
| 申請に係る税の所属年度、期別、事業年度又は連結事業年度 | 月　　　日決算（中間・確定）分 | |
| 申請に係る税目 |  | |
| 申告納付等の期限 | 年　　　　月　　　　日 | |
| 申請理由及び被災状況  （具体的に） |  | |
| 上記のとおり、北島町税条例第１８条の２第３項により、期限の延長を申請します。  　　　　年　　　月　　　日  　北島町長　宛  　　　　　　　　　　　住　所  　　　　　　　　　　　電　話    　　　　　　　　　　　氏　名 | | |

（参考）

北島町税条例一部抜粋

(災害等による期限の延長)

第18条の2　町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、[法](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の指定は、町長が公示によって行うものとする。

3　町長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、[第1項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については、2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。

4　[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の申請は、[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面でしなければならない。

5　町長は、[第3項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。